

# 千葉県犯罪被害者等支援条例（案）の骨子



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

千葉県市民局市民自治推進部地域安全課

# 1 条例制定の背景

## (1) 関係団体の主な動向

### ①国

- ・犯罪被害者等基本法

地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定する責務を有すると規定している。

- ・犯罪被害者等基本計画

内閣府より地方公共団体に対し、総合的対応窓口の設置や見舞金の導入の要請をすることとしている。

- ・犯罪被害者等施策の手引き

「特に市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、一次的な相談窓口として、適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれる。」とされている。

### ②千葉県

- ・犯罪被害者等支援推進計画

市町村を、「総合的対応窓口」「各種手続」「各種施策実施」の主体に位置づけている。

### ③千葉市

総合的対応窓口や庁内連絡会を設置している。

# 1 条例制定の背景

## (2) 課題と方向性

### ①千葉市の課題

市町村は、「一次的な相談窓口」や、「総合的対応窓口」「各種手続」「各種施策実施」の実施主体(県計画)に位置づけられているが、本市では

- ・ 被害者等から信頼される総合的対応窓口の設置
- ・ 犯罪被害者支援に特化した施策の展開

といった被害者からの期待に応えられるような取組みを進める必要がある。

### ②支援の方向性

上記の課題を踏まえ、

- ・ 被害者等の支援は迅速かつ公平に、また被害者等が利用しやすいものであること
- ・ 被害者等が再び平穏な生活を送ることができるまで、途切れることなく、寄り添った支援を行うこと
- ・ 市、関係機関等、市民及び事業者等が相互に連携し協力すること

を目指し、支援への取組みを進めるとともに、その実効性を担保するために条例を制定し、解決に努めていくこととする。

# 2 条例の目的と理念

## 【目的】

犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【支援の基本的な理念】

- ・ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われるものとする。
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、再び平穏な生活を営めるまでの間、適切に途切れることなく行われるものとする。
- ・ 迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- ・ 二次被害及び再被害の発生防止に十分に配慮して行われるものとする。
- ・ 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

# 3 用語の定義

## (1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

## (2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有する者その他これらの者に準ずると市長が認める者をいいます。

## (3) 市民等

市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいいます。

## (4) 事業者

市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいいます。

## (5) 民間支援団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)の規定により、千葉県公安委員会から指定を受け、市内において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。

# 3 用語の定義

## (6) 関係機関等

国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

## (7) 二次被害

犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいいます。

## (8) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいいます。

# 4 市、市民等、事業者の責務

## (1) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。

## (2) 市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

## (3) 事業者の責務

- ① 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。
- ② 犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めるものとします。

# 5 支援の取組み

## (1) 相談及び情報の提供等

- ① 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとしします。
- ② 市は、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとしします。

## (2) 見舞金の支給

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰しやするため、当該犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認める者に対し、見舞金の支給を行うものとしします。

## (3) 日常生活等の支援

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が認める者に対し次に掲げる施策を行うものとしします。

- ① 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこととしします。
- ② 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこととしします。
- ③ 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこととしします。



# 5 支援の取組み

- ④ 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、必要な支援を行うこととします。

## (4) 市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被った者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとしします。

## (5) 市民等及び事業者の理解の促進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとしします。

## (6) 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとしします。

## (7) 民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとしします。

# 5 支援の取組み

## (8) 支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができます。

## (9) 意見等の反映

市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者及び市民等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

# 6 スケジュール（案）

令和5年10月 条例制定に関するパブリックコメント手続

令和6年 2月 第1回定例会において条例案を提出

4月 条例施行